

事 案 調 書 (  経営会議  経営調整会議  局経営会議 )

(様式2)

開催日時 : 平成21年 1月13日 (火)  午前・午後 9:30 ~

事案担当課 : スポーツ課 (内線 5233 )

件名	総合体育館冷暖房設備の新設に伴う利用料金の改正について		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	政策名	いきいきとした生涯学習社会をつくります		
	施策名	スポーツ・レクリエーション施設の整備		
条例等制定・改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	条例名等	相模原市立総合体育館条例	情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
提 案 由	<p>(背景及び必要性等)</p> <p>総合体育館への冷暖房設備の新設に伴う維持管理経費の増加に対し、受益者負担を求めるに当たり、相模原市立総合体育館条例の利用料金を一部改正するもの。 なお、冷暖房設備の新設に伴い、受益者負担を求めることは、平成19年1月29日の政策会議にて承認済み。</p>			
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用料金に一律に上乘せする方式とする。 個人利用料金：大人300円(現行200円)、小人は据置き(現行100円) 専用利用料金：現行から40%増額を基本とする。</li> <li>平成21年10月1日以降の利用申請受付分から適用する。</li> </ul>			
事 案 の 具 体 的 内 容	1	<p>基本的な考え方</p> <p>(1) 冷暖房設備の設置目的である「快適なスポーツ環境の提供」を実現するため、新設に伴う経費の増加分については、新設部分の利用者全体に一定の負担を求める考え方から、施設利用料金に一律に上乘せする方式とする。</p> <p>「快適なスポーツ環境の提供」の実現により想定される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運動効果と健康増進効果の向上(熱中症・ケガの予防)</li> <li>良好な施設環境の整備による、夏期・冬期の利用促進</li> <li>スポーツ観戦機会の増加</li> </ul> <p>(2) 利用料金の算定にあたっては、「受益者負担のあり方の基本的な考え方」に示されている体育施設の受益者負担割合(7~10割)を基本としつつ、他自治体の類似する施設との均衡にも配慮し、算定するものとする。</p>		
	2	<p>改正案(詳細は別紙のとおり)</p> <p>(1) 冷暖房設備を新設する部分(大・中・小体育室、柔道場、剣道場)の個人利用、専用利用の料金を次のとおり改正する。 個人利用料金：大人300円(現行200円)、小人は据置き(現行100円) 専用利用料金：現行から40%増額を基本とする。</p> <p>(2) 既に冷暖房設備が設置されている部分(トレーニング室、会議室)は利用料金を据え置く。 また、弓道場は暖房設備(電気ヒーター)の設置のみであるため、附属設備利用料金として1時間あたり500円を設定する。</p> <p>(3) 改正案での受益者負担割合は約64%となり、70%には満たないが、近隣の同規模施設である町田市立総合体育館と同程度の料金設定となる。</p>		
3	<p>実施時期</p> <p>平成21年10月1日以降の利用申請受付分から新利用料金を適用する。</p>			

事業スケジュール	平成20年10月 改修工事開始 平成21年 3月 市議会 3月定例会 条例改正案提出 4月 専用利用申請受付開始 指定管理者との協議 9月 改修工事完成 10月 総合体育館供用再開（10月1日申請受付分から新料金を適用）																					
経費・事業対象その他	冷暖房設備経費増分(年間) (単位：千円) <table border="1" data-bbox="145 416 517 562"> <tr><td>ガス</td><td>9,580</td></tr> <tr><td>電気</td><td>2,750</td></tr> <tr><td>設備保守管理</td><td>2,470</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,800</td></tr> </table> A	ガス	9,580	電気	2,750	設備保守管理	2,470	合計	14,800	利用料金増収額 (単位 千円) <table border="1" data-bbox="794 416 1174 521"> <tr><td>個人利用</td><td>4,500</td><td>B</td></tr> <tr><td>専用利用</td><td>4,950</td><td>C</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,450</td><td>D=B+C</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="794 562 1174 618"> <tr><td>受益者負担率</td><td>64%</td><td>E=D/A</td></tr> </table>	個人利用	4,500	B	専用利用	4,950	C	合計	9,450	D=B+C	受益者負担率	64%	E=D/A
ガス	9,580																					
電気	2,750																					
設備保守管理	2,470																					
合計	14,800																					
個人利用	4,500	B																				
専用利用	4,950	C																				
合計	9,450	D=B+C																				
受益者負担率	64%	E=D/A																				
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者及び各種競技団体の理解を求めること。</li> <li>・ 事前に料金改正を周知すること。</li> </ul>																					
検討経過	平成19年 1月29日 政策会議 平成20年11月13日 主管会議 11月17日 教育行政調整会議 12月 5日 教育行政調整会議 平成21年 1月 7日 経営調整会議																					
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>【<input checked="" type="checkbox"/>経営調整会議 <input type="checkbox"/>主管会議での主な意見】</p> <p>1 基本的な考え方について          改正に関する考え方については、原案のとおり了承。          今回の改正は冷暖房設備新設部分のみを対象とするが、総合体育館全体を対象とする料金改正は、公共施設の使用料（利用料金）の見直しを行う時期にあわせて検討すること。          なお、次の3点について、整理しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人利用料金の増額率を50%、専用利用料金の増額率を40%とした理由</li> <li>・ 個人利用料金のうち小人料金を据え置いた理由</li> <li>・ 利用料金を改正する範囲を、冷暖房設備新設部分に限定した理由</li> </ul> <p>2 改正案(具体的な金額)について          個人利用料金は、原案のとおり了承。          専用利用料金は、現行から40%増額することを基本としつつ、全面利用の料金と区分利用の料金との間で、比例関係が維持されるよう設定すること。</p>																					
	【 <input checked="" type="checkbox"/> 経営調整会議の結果】 【 <input type="checkbox"/> 主管会議の結果】	原案を一部修正し、経営会議に付議する。																				

利用料金新旧対照一覧表

(各表とも単位は円)

個人利用

		大人	小人
大・中・小体育室、柔・剣道場	現行	200	100
	改正後	300	100
トレーニング室、弓道場 (現行どおり)	現行	200	100
	(改正後)	200	100

<参考> 減免規定 高齢者 50%減額、障害者 100%減額 (現行どおり)

専用利用

現行		午前	午後	夜間	全日
大体育室	1/3	2,000	2,700	2,700	7,400
	1/2	3,000	4,000	4,000	11,000
	2/3	4,000	5,400	5,400	14,800
	全面	6,000	8,000	8,000	22,000
中体育室	1/2	1,400	1,800	1,800	5,000
	全面	2,800	3,700	3,700	10,200
小体育室	全面	1,600	2,100	2,100	5,800
柔道場	1/2	600	800	800	2,200
	全面	1,200	1,600	1,600	4,400
剣道場	1/2	600	800	800	2,200
	全面	1,200	1,600	1,600	4,400
弓道場	全面	1,200	1,600	1,600	4,400
会議室	1/2	600	800	800	2,200
	全面	1,200	1,600	1,600	4,400

改正後		午前	午後	夜間	全日
大体育室	1/3	2,800	3,600	3,600	10,000
	1/2	4,200	5,400	5,400	15,000
	2/3	5,600	7,200	7,200	20,000
	全面	8,400	10,800	10,800	30,000
中体育室	1/2	2,000	2,500	2,500	7,000
	全面	4,000	5,000	5,000	14,000
小体育室	全面	2,200	2,900	2,900	8,000
柔道場	1/2	800	1,100	1,100	3,000
	全面	1,600	2,200	2,200	6,000
剣道場	1/2	800	1,100	1,100	3,000
	全面	1,600	2,200	2,200	6,000
弓道場	全面	1,200	1,600	1,600	4,400
会議室	1/2	600	800	800	2,200
	全面	1,200	1,600	1,600	4,400

附属設備料金

弓道場 電気ヒーター	1時間当たり	500
------------	--------	-----

類似施設との比較

相模原市立総合体育館

(単位：円)

個人利用		大人	小人
大・中・小体育室、 柔道場、剣道場	現行	200	100
	改正後	300	100
トレーニング室、弓道場 (現行どおり)	現行	200	100
	(改正後)	200	100

※大人50%増額

専用利用(1時間当たり利用料)

(単位：円)

大体育室 2,214 m <sup>2</sup>	現行	2,000
	改正後	2,800
中体育室 1,064 m <sup>2</sup>	現行	933
	改正後	1,333

※40%増額

町田市立総合体育館

(単位：円)

個人利用		大人	小人
メインアリーナ(大体育室)等		300	100
トレーニング室		300	—

専用利用(1時間当たり利用料)

(単位：円)

メインアリーナ(大体育室)	2,400 m <sup>2</sup>	2,900
サブアリーナ(中体育室)	1,101 m <sup>2</sup>	1,333

事 案 調 書 (  経営会議  経営調整会議  局経営会議 )

(様式2)

開催日時 : 平成21年 1月13日 (火)  午前 午後 9:30 ~ :

事案担当課 : 住宅課 (内線 3416 )

件 名	津久井地域の市営住宅の整備 (整理・統合) について		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	政策名			
	施策名			
条例等制定・改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	条例名等	市営住宅条例	情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 津久井地域の市営住宅について、入居者の安全を確保し、適切な市営住宅の供給を維持するため、整備方針及び整備計画を提案するもの。			
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>津久井地域市営住宅に関わる基本方針 (案) について</li> <li>津久井地域市営住宅の関わる整備計画 (案) について</li> <li>用途廃止による住宅跡地の活用について</li> </ul>			
事 案 の 具 体 的 内 容	1. 現状			
	管理戸数	35団地	242戸	
	うち耐用年数経過住宅	28団地	156戸	
	(1) 津久井町地域: 19住宅、143戸			
	(2) 相模湖町地域: 7住宅、30戸			
	(3) 城山町地域: 4住宅、46戸			
	(4) 藤野町地域: 5住宅、23戸			
	2. 基本方針			
	<input type="checkbox"/> 老朽住宅の入居者の住替えの推進。 <input type="checkbox"/> 今後10年を目途に市営住宅の計画的な建替・整備を進める。 <input type="checkbox"/> 老朽住宅の用途廃止による借地の解消、公共用地への転換の検討。			
	3. 管理戸数の推移			
この整備の方針に基づく整備計画 (整備・建替、用途廃止) による管理戸数の推移 35団地 242戸 (平成20年4月1日) → 約260戸 (合併時の住戸数を維持)				
4. 整備スケジュール				
平成21年度より、事業の平準化を図りながら順次整備を進める。				
5. 用途廃止による住宅跡地の活用				
公共用地への転換も含め検討する				
* 上記の方針等については、現在見直しを行っている相模原市住宅基本計画において位置づけを行う。				

事業スケジュール	<p>平成20年 8月 平成21年度新たな行財政システム「市長特定事業」  平成20年11月 平成21年度予算要求  平成20年中 基本方針に基づき、老朽住宅からの入居者の住替え推進  平成21年 4月 整備計画に基づき、事業の推進</p>
経費・事業対象その他	<p>総事業費 約2,470,000千円 (平成21年度から10年間の推計)</p> <p>整備・建替 ・設計費(委託料)  ・整備費(工事請負費)</p> <p>維持・保全 ・小破修繕</p> <p>用途廃止 ・移転補償費  ・解体、撤去、復旧費</p>
事業実施にあたっての課題	<p>・老朽住宅の入居者の住替えの促進</p>
検討経過	<p>平成20年11月 主管会議開催  平成20年12月 主管会議開催  平成21年 1月 経営調整会議開催</p>
営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>【<input checked="" type="checkbox"/>経営調整会議 <input type="checkbox"/>主管会議での主な意見】</p> <p>○ 市営住宅の新設については、どのような判断基準で候補地選定を検討するのか。  →津久井地域の市営住宅については、借地の解消及び市有地の有効活用を図るとともに、入居者の利便性も考慮し候補地の選定を行う。</p> <p>○ 管理戸数の推移における整備後の約260戸はどのような根拠か。  →津久井地域の人口推計及び収入階層等から算出した戸数であるとともに、合併時に引き継いだ戸数という状況です。</p>
	<p>【<input checked="" type="checkbox"/>経営調整会議の結果】 原案のとおり経営会議に付議する。  【<input type="checkbox"/>主管会議の結果】</p>